

改 正 案				現 行			
（採用試験） 第４条 <u>特定の語学に係る高度の能力を用いて業務に従事することを職務とする係員の官職</u> （以下「試験対象官職」という。）に補充される事務官等は、自衛隊法施行規則第２１条第２項ただし書に規定する防衛大臣の指定するものとする。 （削る） （削る） ２・３ （略） 別表第２（第１１条関係）				（採用試験） 第４条 <u>次に掲げる官職</u> （以下「試験対象官職」という。）に補充される事務官等は、自衛隊法施行規則第２１条第２項ただし書に規定する防衛大臣の指定するものとする。 (1) <u>特定の語学に係る高度の能力を用いて業務に従事することを職務とする係員の官職</u> (2) <u>国際関係に係る高度の専門的知識及び特定の語学に係る高度の能力を用いて業務に従事することを職務とする係員の官職</u> ２・３ （略） 別表第２（第１１条関係）			
試験区分	対象となる官職	筆記試験の種目	専門試験の出題分野	試験区分	対象となる官職	筆記試験の種目	専門試験の出題分野
<u>英語</u>	試験対象官職のうち、主として英語に係る高度の能力を用いて業務に従事することを職務とする官職	基礎能力試験 専門試験（記述式） 論文試験 （一般論文又は時事論文）	英文和訳、和文英訳及び英文法	<u>語学（英語）</u>	試験対象官職のうち、主として英語に係る高度の能力を用いて業務に従事することを職務とする官職	基礎能力試験 専門試験（ <u>多肢選択式又は記述式</u> ） 論文試験（一般論文又は時事論文）	英文和訳、和文英訳及び英文法
<u>ロシア語</u>	試験対象官職のうち、主としてロシア語に係る高度の能力を用いて業務に従事することを職務とする官職		露文和訳、和文露訳及び露語文法	<u>語学（ロシア語）</u>	試験対象官職のうち、主としてロシア語に係る高度の能力を用いて業務に従事することを職務とする官職		露文和訳、和文露訳及び露語文法
<u>中国語</u>	試験対象官職のうち、主として中国語に係る高度の能力を用いて業務に従事することを職務とする官職		中文和訳、和文中訳及び中国語文法	<u>語学（中国語）</u>	試験対象官職のうち、主として中国語に係る高度の能力を用いて業務に従事することを職務とする官職		中文和訳、和文中訳及び中国語文法

朝鮮語	試験対象官職のうち、主として朝鮮語に係る高度の能力を用いて業務に従事することを職務とする官職	朝文和訳、和文朝訳及び朝鮮語文法	語学（朝鮮語）	試験対象官職のうち、主として朝鮮語に係る高度の能力を用いて業務に従事することを職務とする官職	朝文和訳、和文朝訳及び朝鮮語文法
（削る）	（削る）	（削る）	国際関係（英語）	試験対象官職のうち、主として国際関係に係る高度の専門的知識及び英語に係る高度の能力を用いて業務に従事することを職務とする官職	国際関係論、安全保障論、外交史、国際政治学、国際機構論、比較政治学、国際法、国際経済学、英文和訳、和文英訳及び英文法
（削る）	（削る）	（削る）	国際関係（ロシア語）	試験対象官職のうち、主として国際関係に係る高度の専門的知識及びロシア語に係る高度の能力を用いて業務に従事することを職務とする官職	国際関係論、安全保障論、外交史、国際政治学、国際機構論、比較政治学、国際法、国際経済学、露文和訳、和文露訳及び露語文法
（削る）	（削る）	（削る）	国際関係（中国語）	試験対象官職のうち、主として国際関係に係る高度の専門的知識及び中国語に係る高度の能力を用いて業務に従事することを職務とする官職	国際関係論、安全保障論、外交史、国際政治学、国際機構論、比較政治学、国際法、国際経済学、中文和訳、和文中訳及び中国語文法
（削る）	（削る）	（削る）	国際	試験対象官	国際関係論、安全保障

る)				関係 (朝 鮮語)	職のうち、 主として国 際関係に係 る高度の専 門的知識及 び朝鮮語に 係る高度の 能力を用い て業務に従 事すること を職務とす る官職	論、外交史、国際政治 学、国際機構論、比較 政治学、国際法、国際 経済学、朝文和訳、和 文朝訳及び朝鮮語文法
備考 1 試験管理事務局長は、この表に定める試験区分のほか、あらかじめ防衛大臣の承認を受けて必要と認める試験区分を設けその対象となる官職、筆記試験の種目及び専門試験の出題分野を定めることができる。 2 試験管理事務局長は、あらかじめ防衛大臣の承認を受けてこの表に定める専門試験の出題分野を必要に応じて変更することができる。				備考 1 試験管理事務局長は、この表に定める試験区分のほか、あらかじめ防衛大臣の承認を受けて必要と認める試験区分を設けその対象となる官職、筆記試験の種目及び専門試験の出題分野を定めることができる。 2 試験管理事務局長は、あらかじめ防衛大臣の承認を受けてこの表に定める専門試験の出題分野を必要に応じて変更することができる。		
別表第3（第12条関係） 次に掲げる者で日本国籍を有するもの 1 （略） 2 試験年度の4月1日における年齢が21歳未満の者で次に掲げるもの (1) 学校教育法に基づく大学（ <u>短期大学を除く。</u> 以下「大学」という。）を卒業した者及び試験年度の3月までに大学を卒業する見込みの者並びにこれらの者と同等の資格があると認められる次に掲げる者 イ～ハ （略） ニ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項第2号から <u>第4号の2</u> までに規定する課程を修了した者及び試験年度の3月までに当該課程を修了する見込みの者 ホ （略） (2) （略）				別表第3（第12条関係） 次に掲げる者で日本国籍を有するもの 1 （略） 2 試験年度の4月1日における年齢が21歳未満の者で次に掲げるもの (1) 学校教育法に基づく大学（以下「大学」という。）を卒業した者及び試験年度の3月までに大学を卒業する見込みの者並びにこれらの者と同等の資格があると認められる次に掲げる者 イ～ハ （略） ニ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項第2号から <u>第4号</u> までに規定する課程を修了した者及び試験年度の3月までに当該課程を修了する見込みの者 ホ （略） (2) （略）		